# 戸籍謄本等の第三者請求について

## 1. 請求することができる方

- (A) 戸籍に記載されている本人、又はその配偶者(夫又は妻)、その直系尊属(父母、祖父母等)若しくは直系卑属(子、孫等)
- (B) 自己の権利の行使又は義務のために必要な方

(例えば、亡くなった兄弟姉妹の相続人となった方が、兄弟姉妹の戸籍謄本を請求する場合等)

# 【請求書上、明らかにする必要がある事項】

- ① 権利又は義務が発生する原因となった具体的な事実
- ② 権利又は義務の内容の概要
- ③ 権利行使又は義務履行と戸籍の記載事項の利用との具体的な関係
- (C) 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある方

(例えば、乙の兄の甲が、死亡した乙の遺産についての遺産分割調停の申立てを家庭裁判 所にする際の添付資料として、乙が記載されている戸籍謄本を家庭裁判所に提出する必要が ある場合等)

#### 【請求書上、明らかにする必要がある事項】

- ① 提出先となる国又は地方公共団体の機関の名称
- ② ①で記載した機関への戸籍謄本等の提出を必要とする具体的な理由
- (D) その他戸籍に記載された事項を利用する正当な理由がある方

(例えば、成年後見人であった者が、死亡した成年被後見人の遺品を相続人である遺族に渡すため、成年被後見人の戸籍謄本を請求する場合等)

#### 【請求書上、明らかにする必要がある事項】

- ① 戸籍の記載事項を利用する具体的な目的
- ② 戸籍の記載事項を利用する具体的な方法
- ③ 戸籍の記載事項を利用する必要があることの具体的な事由

## 2. 請求に必要なもの

- (1) 上記1. (A)の方が請求する場合
  - ア 窓口に来られる方の「本人確認」ができるもの(運転免許証、パスポート、個人番号カード等)
  - イ 直系親族に当たる方からの請求の際、請求された戸籍に請求者の名前が載っていない場合 (例えば、婚姻によって親の戸籍から出て夫婦の新戸籍が作られた子が、親の戸籍の謄本等を 請求する場合等)は、請求者が戸籍に記載されている「本人」の直系親族であることを確認でき る資料(戸籍謄本等)
  - ウ 1. (A)の方の代理人からの請求の場合は、1. (A)の方が作成した委任状
- (2) 上記1. (B)~(D)の方が請求する場合
  - ア 窓口に来られる方の「本人確認」ができるもの(運転免許証、パスポート、個人番号カード等) イ 1. (B)  $\sim$  (D) の方の代理人からの請求の場合は、1. (B)  $\sim$  (D) の方が作成した委任状
- ※交付請求書の記載から請求の理由が明らかでない場合には、必要な説明を求めたり、追加の資料を求めることがあります。